

目次

概要編.....	3
(1) 要綱の対象となる施設	4
(2) 施設整備の進め方	4
(3) 整備指針の見方	5
(4) 基準寸法	5
(5) 表：通路、階段、出入口等の幅の適用 ..	7

概要編

(1) 要綱の対象となる施設

8 頁掲載の一覧表「施設整備（建物）項目一覧 別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）」を参照のこと。

は整備することが必要な箇所。 及び整備項目 15 以降については、施設の規模、施設利用者の状況による整備項目とする。

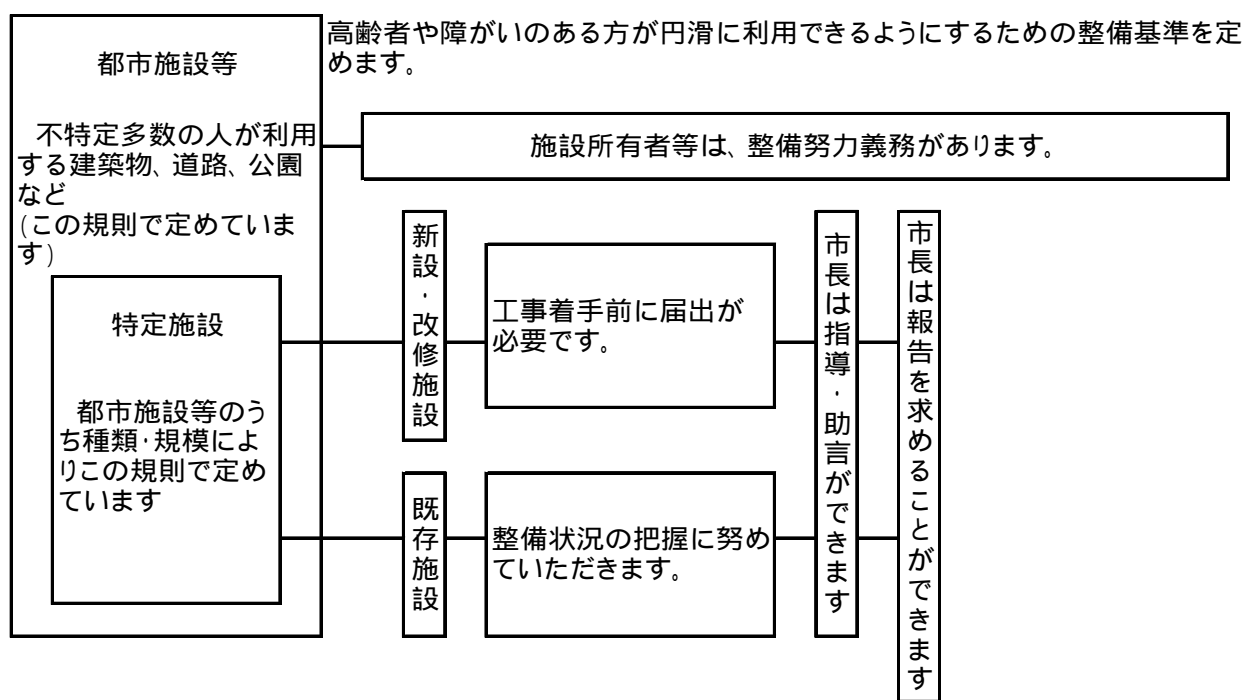
基準（多摩市福祉のまちづくり整備指針）の取り扱いについて

基準は一般的技術標準を示すもので、当該施設内容、施設周辺の状況などを勘案し、基準の趣旨に沿った整備をすることができるものとする。

施設整備にあたって、基準に基づく整備が困難な場合には、代替的又は補完的な措置を講ずるものとする。

主として高齢者や障がい者の利用を目的とした施設においては、基準に加えさらにきめ細かな配慮を行うよう努めるものとする。

(2) 施設整備の進め方



新設・改修に係る特定施設については、整備基準への適合について届出が必要です。
特定施設となる建築物では、建築確認申請に先立って、この届出を行ってください。

(3) 整備指針の見方

整備指針の構成

この整備指針の図解は、整備指針の内容の理解を容易にするためのもので、一例として表示してあります。各施設の設置目的や構造などに応じて、高齢者や障がい者等がより利用しやすいよう、設計における配慮をお願いいたします。

また、各整備項目ごとに、基本的考え方、整備基準、整備基準の解説及びポイント、誘導基準及びポイントによって構成されています。

整備基準と誘導基準の位置づけ

整備基準

高齢者、障がい者等の利用を不可能としている障壁を除去する最低限必要な水準として、多摩市福祉のまちづくり整備要綱により定められた基礎的な基準であり、施設の設置者等は対象施設を整備指針に適合させるように努めなければなりません。

誘導基準

整備基準は、基礎的な基準を定めているのに対し、誘導基準は、今後、社会的に目指していくべき高齢者、障がい者等が特段の不自由なく施設を利用できる、より望ましい水準を示すものです。

この誘導基準については、要綱に基づく行政の指導によって実現を求めるものでなく、普及啓発により施設の設置者等の自主的・自発的な取り組みを促すものです。

施設の立地、構造管理等の条件を勘案し、より積極的な取り組みが期待されます。

(4) 基準寸法

通路、廊下、出入口の幅の考え方：車いすが支障なく通行ができること

整備基準の通路、廊下、出入口等の幅は、それぞれの部分で「車いすが支障なく通行ができること」を目的に定めています。車いすを対象にした理由は、動作のための必要空間について最も厳しい要求を持っている車いすが利用できるように整備することによって、杖使用者、高齢者、児童その他交通弱者も容易に利用できるようになるものと考えからです。

車いすが支障なく通行できる幅は、車いすの幅に手で車いすを操作するために必要な幅とスピードに応じた振れ幅や方向転換のために必要なスペースを加えたものです。

車いすの幅・65cm

車いすの幅は使用者の体格によって異なるが、JIS規格では大型手動車いすの最大幅を65cmとしている。また、市販の大型手動車いすの幅も61cmから65cmの範囲に入っていることから、車いすの幅は65cmとした。

車いすが通過できる最低幅・85cm

車いすを操作するためには車輪の外側に取り付けられたハンドリムを手で回転させなければならない。この動作を円滑に行うためには、肘か壁にぶつからないためのスペースと多少の振れ幅を考慮して片側10cm程度の余裕が必要である。したがって整備基準では車体の幅65cmに余裕幅20cmを加えた85cmを最低限必要な幅とした。

出入口などを車いすが通過できる最低幅・80cm

ハートビル法やISO規格では車いすが通過できる最低限の幅を80cmとしていることから、整備基準でも小規模な建築物で止むを得ない場合や、JISで最小幅の基準が定められているエレベーターの出入口では、例外的に80cmまで狭めることができるとした。

車いす専用傾斜路の最低幅・90cm

傾斜路では車いすのスピードが増すため、またはスピードを調整しようとするため振れ幅が大きくなる。したがって、ここでは25cm以上の余裕幅を確保することとした。

車いすが通行しやすい幅・100cm

建築物に入ることができるためには主要な出入口はもっとも車いす使用者が利用しやすい構造でなければならない。そのため出入口では35cm以上の余裕幅を確保することとした。

車いすと横向きの人がすれ違える最低幅・120cm

車いすと横向きの人がすれ違うためには最低55cm以上の余裕幅が必要である。

車いすと人がすれ違える最低幅・135cm

車いすと人がすれ違うためには最低70cm以上の余裕幅が必要である。

車いすが方向転換できる最低幅・140cm

車いすが180度方向転換するためには最低140cm以上のスペースを必要とする。

(5) 表：通路、階段、出入口等の幅の適用

	80cm	85cm	90cm	100cm	120cm	135cm	140cm
敷地内の通路							
駐車施設からの通路							
主要な出入口							
その他の出入口							
廊下の幅							
エレベーターの出入口							
だれでもトイレの出入口							
傾斜路の幅(屋内)							
傾斜路の幅(屋外)							
傾斜路の幅(段併設)							
凡例： 本文	ただし書き						

施設整備(建物)項目一覧

施設内容	主な対象施設等の名称	特定施設			
		網掛け部分が特定施設 床面積(超～以下)			
		200㎡	1,000㎡	3,000㎡	5,000㎡
1 医療等施設	大規模の病院、診療所等				
	病院、診療所等(入院施設のあるもの)				
	診療所等(入院施設のないもの)				
2 公益施設	大規模の官公庁施設(国・都・市立庁舎)等				
	大規模のガス事業所、電気通信事務所等 官公庁施設、ガス事業所、電気通信事務所等				
3 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設等				
4 学校等施設	小・中・高等学校、大学、専修学校等 幼稚園				
5 自動車関連施設A 自動車関連施設B 自動車関連施設C	一般公共用駐車場				
	ガソリンスタンド、自動車修理工場、自動車洗車場				
	自動車教習場				
6 公衆便所	公衆便所(地方公共団体が設置するもの)				
7 集会施設A 集会施設B	冠婚葬祭施設、集会場、公民館等				
	公会堂				
8 物品販売業を営む店舗	百貨店、スーパーマーケット、 コンビニエンスストア、薬屋等				
9 飲食店	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店等				
10 サービス店舗	銀行、理髪店、クリーニング取次店等				
11 宿泊施設	ホテル、旅館等				
12 興行施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場等				
13 文化施設	美術館、図書館、博物館等				
14 展示施設等	展示場、自動車展示場等				
15 運動施設	体育館、水泳場、スポーツ練習場、ホーリング場等				
16 遊興施設	勝馬投票券発売所、パチンコ店、カラオケボックス等				
17 公衆浴場	公衆浴場(銭湯、サウナ、ケアハウス等)				
18 事務所	事務所(他の施設に付属するものを除く)				
19 工業施設	工場等				
20 地下街	地下街				
21 複合施設	1～20までの一般都市施設の複合建築物				
22 共同住宅	共同住宅、寄宿舎				戸数10戸以上

